一五一七・九〇	その他のもの				
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）				
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）				
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
一五一八・〇〇	離型油				
	その他のもの				
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下で加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液				
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）				
一五二一・一〇	植物性ろう				
一五二一・九〇	その他のもの				
	みつろう				
	その他のもの				
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物				
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品				
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				
一六〇二・一〇	均質調製品				
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの				
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの				
	七面鳥のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
	その他のもの				
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
一六〇二・三九	その他のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
	その他のもの				
一六〇二・四一	豚のもの				
	もも肉及びこれを分割したもの				
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの				
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
一六〇二・五〇	牛のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
	その他のもの				
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
一六〇五・一〇	かに				
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの				
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し若しくは冷凍したもの				
	その他のもの				
	米を含むもの				
	その他のもの				
一六〇五・三〇	ロブスター				
一六〇五・四〇	その他の甲殻類				
	えび				
	その他のもの				
一六〇五・九〇	その他のもの				
	くん製したもの				
	その他のもの				
	いか及びくらげ				
	いか				
	くらげ				
	その他のもの				
第一七類	糖類及び砂糖菓子				
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）				
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル				
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水				
	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの				
一七〇二・一九	その他のもの				
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水				
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）				
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）				
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）				